

---

「福来たネット」会費規程

第1.0版

平成28年7月

一般社団法人 福島市医師会

---

改定履歴

版数	日付	内容
第1.0版	平成28年07月01日	新規制定

(目的)

第1条 この規程は、「福来たネット」規程第24条に基づき、会費及び徴収方法などについて、必要な事項について定めるものとする。

(利用施設)

第2条 利用施設の会費は、別表1のとおりとする。

(会費納付)

第3条 会費は、事務局にて当該年度分を計算し、利用施設の長に請求する。利用施設の長は、請求された全額を医師会の指定した期日までに納付するものとする。

- 2 会費の納入方法は、口座引落を原則とし、医師会の指定した期日に指定された口座から引き落とすものとする。ただし、利用施設の事情により口座引落ができなかった場合は、決められた会費の全額を速やかに納付するものとする。なお、振込手数料は利用施設の負担とする。
- 3 会費の納付方法に口座振込を希望する場合は、医師会の指定した期日までに医師会の指定した口座へ、請求された全額を納付するものとする。なお、振込手数料は利用施設の負担とする。
- 4 利用施設が年度途中から利用を開始した場合は、利用開始月から年度末までの会費を納付するものとする。なお、振込手数料は利用施設の負担とする。
- 5 利用施設が年度途中で利用を中止した場合は、中止した翌月から年度末までの会費を返還するものとする。なお、返還方法は口座振込とし、振込手数料は利用施設の負担とする。

(権利やサービスの停止)

- 6 医師会が定めた期日までに会費を納付しなかった場合は、権利やサービスを停止することができる。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、理事会の決議によるものとする。ただし、本規程の内容に改定がある場合は、利用者に対し変更した旨を、確実に周知するものとする。

(その他必要事項)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会の決議によるものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年7月1日から施行する。

別表1

施設区分	月額	年額	端末ID	+1 端末ID
病院（地域連携パスの利用有り）	10,800 円	129,600 円	2	+540 円／月
病院（地域連携パスの利用無し）	6,480 円	77,760 円	2	
診療所（福島市内）	972 円	11,664 円	1	
診療所（福島市外）	1,080 円	12,960 円	1	
歯科診療所	972 円	11,664 円	1	
薬局	972 円	11,664 円	1	
訪問看護ステーション	1,188 円	14,256 円	1	
地域包括支援センター	2,160 円	25,920 円	1	
居宅介護支援事業所等	1,188 円	14,256 円	1	

※利用施設ごとの会費とする。